

狭山市は、高齢運転者の事故防止を推進します。

後付け安全運転支援装置 の設置費用を助成します！



令和4年4月1日現在の情報です

注意！ 設置した場合は、設置日から起算して6か月以内に申請してください。

補助対象者 ※下記①～④をすべて満たす個人の方です。

- ①市内に住所を有し(※)、申請日現在で満65歳以上の方
- ②非営利かつ自ら使用する自動車に令和2年4月1日以降に安全装置を設置した方
- ③有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ④市税を滞納していない方

※申請時及び交付決定時に住民登録がある方。交付決定(振込み)までには1箇月程度かかります。



補助対象の安全装置

使用している自動車に後付けで設置する装置で、ペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有する次のいずれかのもの (これ以外の装置はご相談ください。)

安全装置の種類	商品(設置販売事業者)の例
①自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏まれた際に加速を抑制する装置	・踏み間違い加速抑制システム (トヨタ正規ディーラー) ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (ダイハツ正規ディーラー)
②車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に抑制する装置	・ペダルの見張り番Ⅱ (オートボックス) ・S-DRIVE誤発進防止システム2 (イエローハットほか販売店)

※補助対象となる安全装置は、既販車に対して後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い急発進等抑制装置とし、当該装置の製造販売元等の取扱事業者が認めている販売・取付店舗において、購入・設置したものとします。詳細は、市役所の交通防犯課にお問い合わせいただくか、国土交通省のホームページでご確認ください。

補助対象の自動車 ※下記①～②をすべて満たす車両です。

- ①普通、小型、軽自動車で車検を受けている自家用車(事業用は対象外)
- ②自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄に申請者の氏名が記載されていること



補助金額

設置費総額(本体+部品+工賃の総額(消費税込み))の1/2(1,000円未満切り捨て)以内の額とし、**上限25,000円で1人1台(回)限りです。**

補助金の申請から交付までの流れ

(1)安全装置の取扱販売店で設置（設置可能か確認 → 安全装置注文 → 設置完了）

※すべての車両に設置できるものではないため、使用している自動車に設置できるかどうかを必ず事前に 正規ディーラー又は設置販売事業者でご確認いただくことが必要です。

(2)申請書(補助金交付申請書兼実績報告書)を交通防犯課へ提出

※申請書は、交通防犯課、各地区センター及び入曽地域交流センターの窓口を設置してありますが、市のホームページからも入手できます。

【提出書類】

- ①自動車検査証(使用者欄が申請者本人)の写し
- ②有効期限内の自動車運転免許証の写し
- ③設置販売事業者が発行する安全装置名称、設置費、内訳、設置日などが確認できる書類の写し
- ④購入・設置費用の支払いが完了したことを証する書類の写し
(※請求書不可)
- ⑤振込先の通帳又はキャッシュカードの写し

※代理人が申請する場合は、上記書類等に加え、所定の委任状、窓口に来る人の身分証明書(原本)が必要です。

※提出書類は、すべて申請者本人の名義のものが必要です。

(3)通知書(補助金交付決定通知書兼確定通知書)が郵送で到着

※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

(4)請求書を交通防犯課へ提出 (2)申請書と一緒に提出できます。

※通帳のコピーを添付して提出してください。

(5)補助金が指定口座に振り込まれます。

(注意) 補助金を受けた安全装置は、原則1年以上使用してください。

ただし、病気等により運転が困難になった場合等は、無理せず運転を中止し、免許返納等をご検討ください。

◆問い合わせ◆ 狭山市交通防犯課(市役所2階) ☎04-2953-1111

運転に不安を感じている方は、運転免許証の自主返納をご検討ください

◆運転免許証の自主返納とは

有効期限内の運転免許証を保有している方が、居住地を管轄する公安委員会(各警察署、運転免許試験場等)に、ご自身の申し出により運転免許証の取消しをする制度です。

◆運転経歴証明書とは(交付手数料1,100円、公安委員会が交付)

運転免許証を自主返納して5年以内の方が申請できます。申請者の住所、氏名、生年月日等が表示された運転免許証と同一サイズのカード型の証明書です。

◆問い合わせ 運転免許証の自主返納や運転経歴証明書に関すること

埼玉県警察運転免許センター 運転免許課(☎048-543-2001)
狭山警察署(☎04-2953-0110)

